

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年1月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500382 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500152 号

第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 16 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

しかし、請求期間について、預金通帳を確認したところ、賞与が振り込まれており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管する預金通帳の写し及び請求者の同僚の請求期間に係る賞与明細書の写しから、請求者は、請求期間に 16 万 9,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 25 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500362 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500061 号

第1 結論

昭和 58 年＊月から平成 5 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年＊月から平成 5 年 9 月まで

私は、昭和 57 年 9 月に会社を退職する際に、国民年金への切替手続の説明を受け、20 歳となった昭和 58 年＊月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行った。請求期間の国民年金保険料は、郵便局で期限内に納付していたが、国民年金の記録では未納となっている。これまで年金や納税の義務を怠ったことはなく、請求期間の記録が未納となっていることは不自然である。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳となった昭和 58 年＊月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行い、請求期間の国民年金保険料は、郵便局で期限内に納付していたと主張しているが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求者の年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、昭和 56 年 4 月 1 日に取得した厚生年金保険の記号番号を基に平成 9 年 3 月 21 日に付番され、同日に、当該番号により昭和 58 年＊月に遡って国民年金の被保険者資格が処理されたことが確認できることから、平成 9 年 3 月 21 日まで、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間の保険料を納付することはできない。

また、請求期間は 127 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり行政機関が事務処理を誤るとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500328 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500153 号

第1 結論

昭和 55 年 6 月 20 日から昭和 57 年 6 月 20 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 62 年 8 月 15 日から平成元年 5 月 1 日までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成 4 年 5 月 31 日から平成 8 年 12 月 26 日までの期間について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 9 年 1 月 10 日から同年 10 月 25 日までの期間について、請求者の D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 9 年 11 月 1 日から平成 14 年 12 月 25 日までの期間について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成 15 年 1 月 10 日から平成 16 年 8 月 21 日までの期間について、請求者の F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月 20 日から昭和 57 年 6 月 20 日まで
② 昭和 62 年 8 月 15 日から平成元年 5 月 1 日まで
③ 平成 4 年 5 月 31 日から平成 8 年 12 月 26 日まで
④ 平成 9 年 1 月 10 日から同年 10 月 25 日まで
⑤ 平成 9 年 11 月 1 日から平成 14 年 12 月 25 日まで
⑥ 平成 15 年 1 月 10 日から平成 16 年 8 月 21 日まで

請求期間①は、A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間②は、私が代表取締役であった B 社に係る新規適用年月日を昭和 62 年 8 月 15 日として適用事業所の届出を行ったはずであるが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間③は C 社、請求期間④は D 社、請求期間⑤は E 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間⑥は、F 社に平成 15 年 1 月 10 日から勤務していたはずであるが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、請求期間①から⑥までを厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、複数の元従業員の回答から、期間の特定はできないものの、請求者が、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「現在、当時勤務していた者は誰も在籍しておらず、資料も残っていないので何も分からぬ。」と回答しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和57年6月8日に任意包括適用事業所となっており、請求期間①のうち、昭和55年6月20日から昭和57年6月8日までの期間については、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿に請求者の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

2 請求期間②について、B社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、会社成立（昭和61年8月26日）から解散（平成8年6月1日）まで、代表取締役として記載されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成元年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、請求者と同日（平成元年5月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員1名は、「厚生年金保険に加入する以前に支給された給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

さらに、請求者は、「B社の新規適用日を昭和62年8月15日として届出を行い、従業員2名及び自身の厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行った。」と主張しているが、当時の従業員2名の氏名を明確に記憶しておらず、勤務実態を確認することができないことから、昭和62年当時の適用事業所の要件を満たしていたことを確認できない上、請求者の主張を裏付ける関連資料等も無い。

3 請求期間③について、請求者は、当該期間において、C社に勤務していたと主張している。

しかしながら、C社は既に解散している上、当時の事業主から回答を得ることができなかったことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元従業員1名は、「請求者は社長の友人で、C社の社員ではなかったと記憶している。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、C社に係る厚生年金保険被保険者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

4 請求期間④について、請求者は、当該期間において、D社に勤務していたと主張している。

しかしながら、D社は既に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元従業員1名は、「請求者を多少記憶しているが、雇用形態等、詳しいことは分からぬ。」と回答している上、ほかに回答を得た9名全員が「請求者を記憶していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、D社に係る厚生年金保険被保険者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

5 請求期間⑤について、E社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、当該期間のうち平成10年7月24日から同年11月13日までの期間は代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、「請求期間⑤の全期間において、私が実質的な経営者であったが、当時の資料は何も残っていない。」と回答している上、E社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる7名全員に照会したもの、いずれの者からも回答が得られないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、E社は、平成13年12月25日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録においてE社に係る厚生年金保険被保険者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

6 請求期間⑥について、F社に係る商業登記簿謄本において、請求者は、平成16年5月17日から平成17年9月20日までの期間に取締役として記載されていることが確認できる。

しかしながら、複数の元従業員に照会したものの、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる具体的な回答を得ることができない。

また、F社の当時の事業主は、「請求者について確認できる資料を保管していない。」と回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、F社が加入していたG厚生年金基金が保管する加入員台帳及びG健康保険組合の回答によると、請求者の同社における被保険者期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

7 このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

8 なお、請求者は、請求期間②当時、B社の事業主であり、社会保険に関する届出について自ら担当し、事業主の印鑑も自らが管理していたと回答し、また、請求期間⑤当時、請求者自身がE社の実質的な事業主であり、保険料を滞納していることについて、自ら何度か管轄

の社会保険事務所（当時）に相談に行ったと回答しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このため、仮に、請求期間②及び⑤について、請求者が主張する当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。